

(素案)

第6期魚津市障がい福祉計画  
第2期魚津市障がい児福祉計画  
(令和3年度～5年度)

令和3年3月  
魚 津 市

# 目次

第1章 計画の基本的考え方 .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 福祉計画の位置づけ .....	2
3. 国の指針における基本理念 .....	3
4. 障がい福祉計画の期間 .....	5
第2章 魚津市の障がい者の現状 .....	6
1. 魚津市的人口 .....	6
2. 障がい者の現状 .....	8
3. 障がい者等にかかる各種調査 .....	12
第3章 地域生活移行等の目標の設定について .....	13
1. 目標の設定について .....	13
第4章 魚津市のサービス量の見込と提供体制の確保策 .....	18
1. 障がい福祉サービス .....	20
2. 地域生活支援事業 .....	25
第5章 障がい児を対象としたサービス（第2期障がい児福祉計画） .....	34
1. 障がい児支援の体制 .....	34
第6章 計画の達成状況の点検及び評価 .....	37
資料編 .....	38

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の背景と趣旨

障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」）が個人の尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度が整備されてきました。平成28年4月1日には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年法律第65号）が施行されました。県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が同日より施行されました。

本市では障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき「魚津市障がい者基本計画（第4次）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を作成し、障がい者施策の推進と障がい者の自立と社会参加の促進に努めてまいりました。

あわせて、平成18年度の障害者自立支援法の施行により市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の作成が義務づけられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。平成25年4月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正されました。以降、「第1期魚津市障がい福祉計画」（計画期間：平成18年度～平成20年度）から「第5期魚津市障がい福祉計画・第1期魚津市障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）までの5期にわたって作成し、障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

また最近では、新型コロナウイルスの感染拡大が日常生活にも影響をもたらし、必要なサービスや社会参加の機会が制限されるなどの問題が生じています。これからは新型コロナウイルス感染症などにも対応した支援体制の構築についても検討していく必要があります。

この第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、平成29年3月に策定された「魚津市地域福祉計画」及び「魚津市障がい者基本計画（第4次）」の障がい者等の福祉に関する事項との整合を図り、障がい者等の地域生活を支える総合的な支援体制の整備を促進しようとするものです。

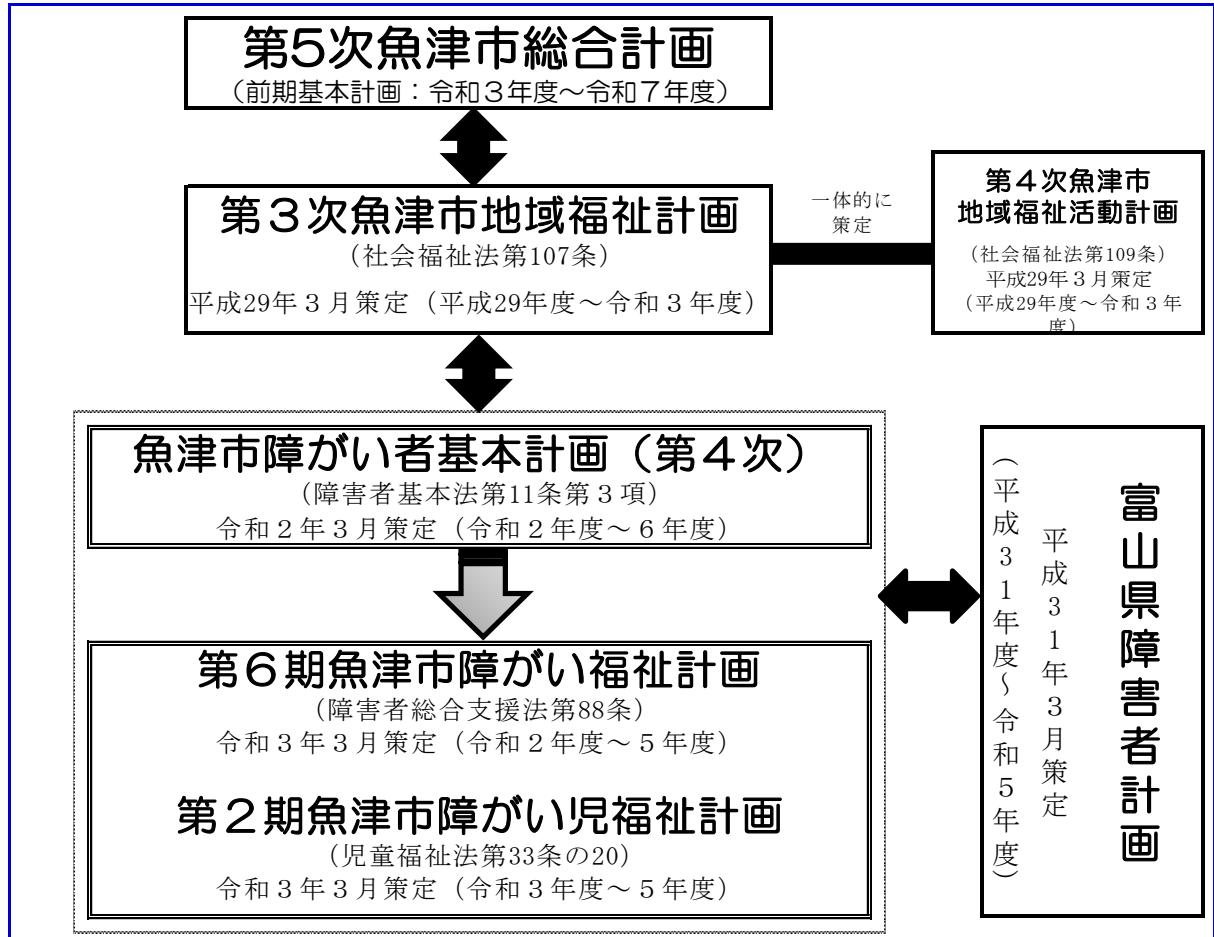
（補足）

障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）が平成30年4月に施行となり、市町村及び都道府県は、平成30年度からは従来の障がい福祉計画に加え作成が義務づけられました。

## 2. 福祉計画の位置づけ

「魚津市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に、「魚津市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画であり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国指針」という。）に即して策定するものです。

また、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画として令和2年3月に策定した「魚津市障がい者基本計画（第4次）」のうち、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置づけを有するものです。



### 3. 国の指針における基本理念

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等、障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めています。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに18歳未満の障がい児とします。障がい種別で格差が生じないようにサービスの充実を図ります。また、精神障がい者に含まれる発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等に対して関係機関と連携し制度の周知を図っていきます。また、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策についても関係機関と連携しながら支援を実施していきます。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域資源を最大限に活用し、地域生活の拠点づくり等、提供体制の整備を関係機関と連携・協力し進めます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、自治体を中心とした地域精神保健・医療・福祉の一体的な取組に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組が必要です。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等をふまえながら次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も検討し、包括的な支援体制の整備を進めます。

- ① 属性に関わらず、様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴奏支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

## (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

すべての障がい児の健やかな育成を支援することが必要であり、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。あわせて、障がい児とその家族に対して、発達が気になる早期の段階から身近な地域で支援できるようにするため、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を目指します。

さらに、障がい児が支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになりますことで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進していきます。

加えて医療的ケアが必要な児童が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援が必要な方に対し、包括的な支援体制を構築していきます。

## (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知など、関係者と協力して取り組んでいきます。

## (7) 障がい者の社会参加を支える取組

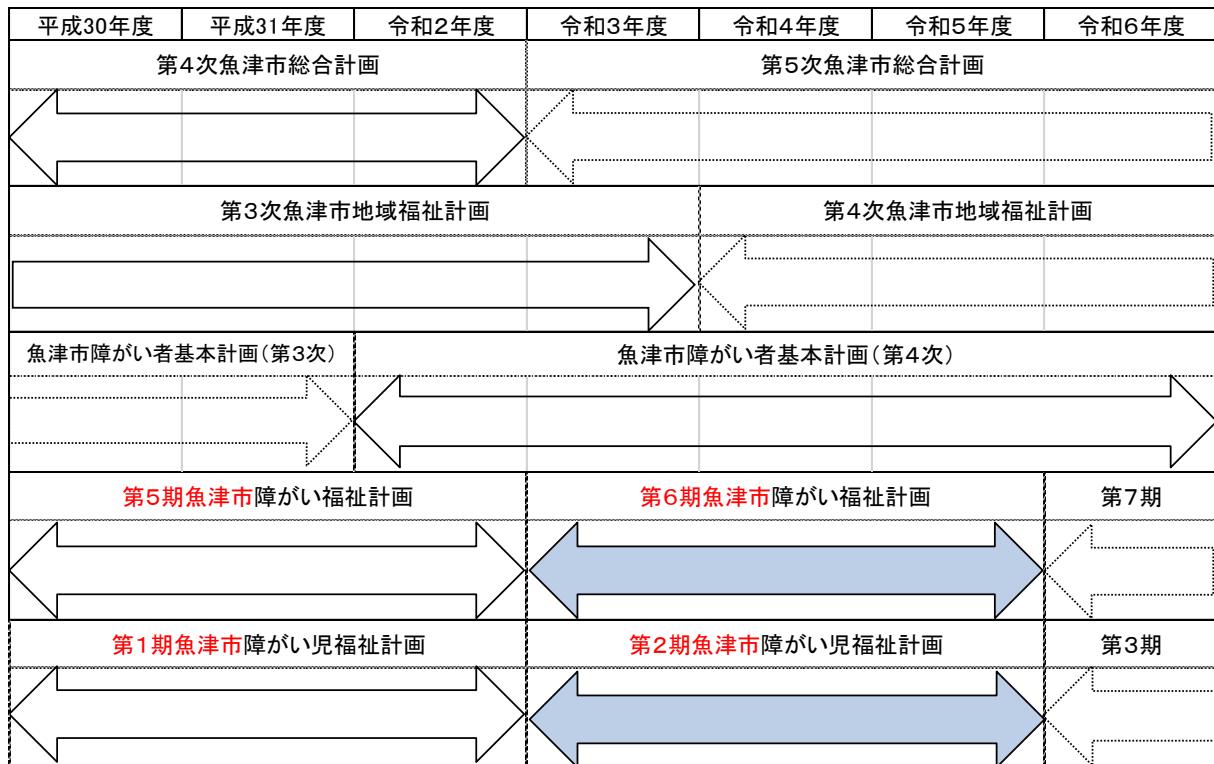
障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズの把握に努めてまいります。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備に努めます。

#### 4. 障がい福祉計画の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画であり、令和5年度を目標年度と位置づけ、目標年度における達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定します。なお、制度改正等社会状況の変化がある場合は、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。



## 第2章 魚津市の障がい者の現状

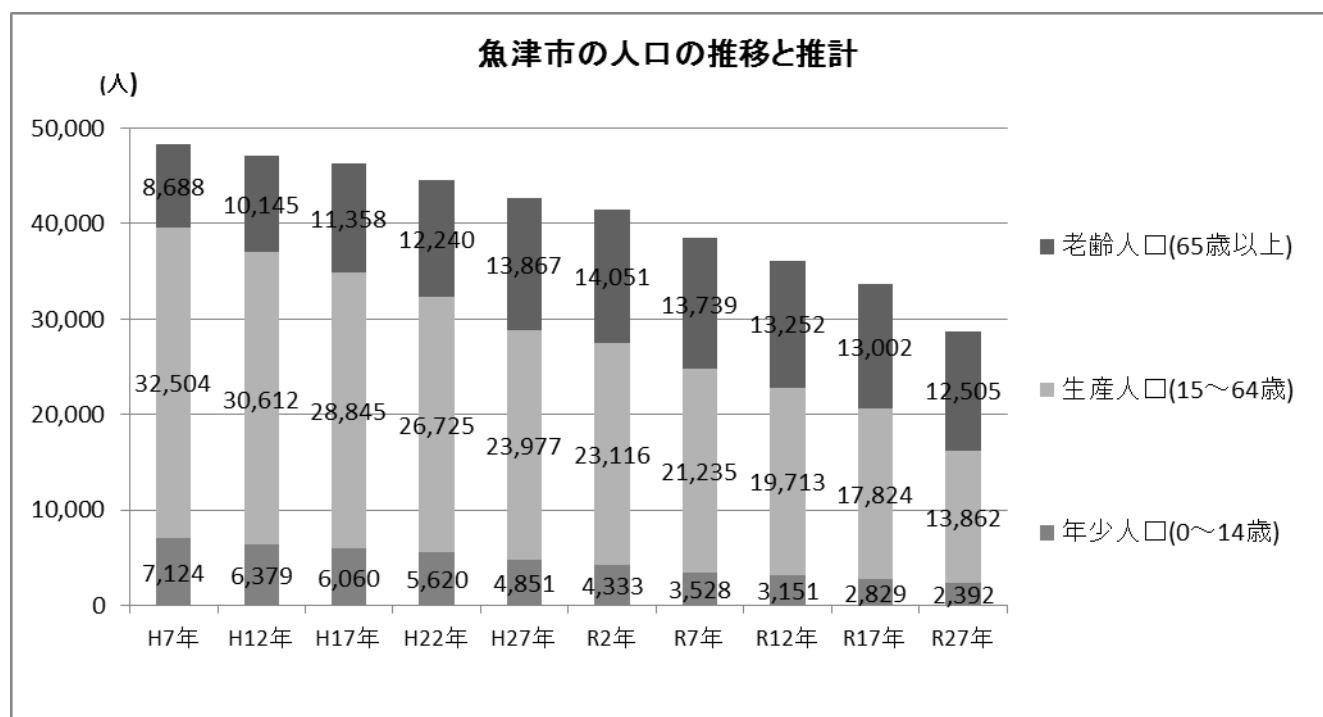
### 1. 魚津市の人口

#### (1) 魚津市的人口の推移と将来推計

全国の人口は、平成17年をピークに減少しています。一方、魚津市の人団は昭和60年をピークに減少しており、今後も減少傾向が続くと予想され、令和7年には、38,502人になると見込まれています。

人口の構成を年齢階層別にみると、年少人口は、出生率の低下により年々減少しており、今後も減少するものと予測されます。生産年齢人口も、近年の少子化の影響や社会動態により減少すると予想されます。一方、老齢人口は、平均寿命の伸長を反映し、急速に高齢化が進行し、平成7年の国勢調査では18.0%であった高齢化率が、令和2年には33.9%となっており、今後も上昇すると予想されます。

世帯数の推移では、核家族化の進展により本市でも世帯数が増加を続けており、平成7年には14,371世帯でしたが、令和2年3月には17,015世帯となっております。1世帯あたりの人員は、平成7年で3.36人であったものが、令和2年3月では2.44人に減少しています。



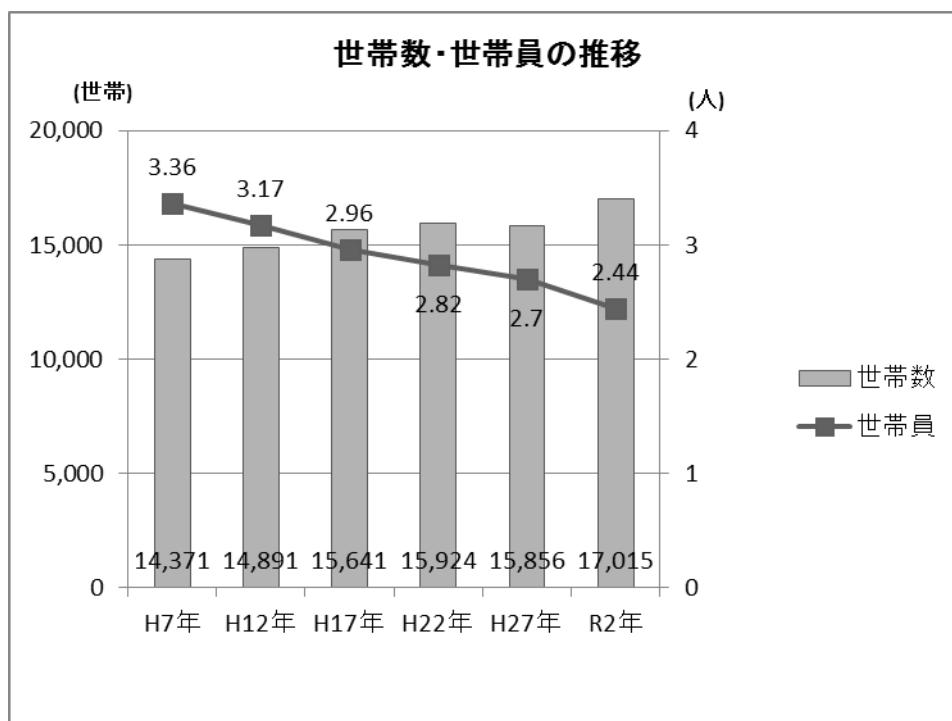
※平成27年までは国勢調査、令和2年は令和2年3月31日現在の住民基本台帳による人口

※令和7年以降の数値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※年齢不明分があるため、3区分それぞれの人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和27年
老齢人口 (65歳以上)	8,688	10,145	11,358	12,240	13,867	14,051	13,739	13,252	13,002	12,505
生産年齢人口 (15~64歳)	32,504	30,612	28,845	26,725	23,977	23,116	21,235	19,713	17,824	13,862
年少人口 (0~14歳)	7,124	6,379	6,060	5,620	4,851	4,333	3,528	3,151	2,829	2,392
計	48,316	47,136	46,263	44,585	42,935	41,500	38,502	36,116	33,655	28,759



区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯員	3.36人	3.17人	2.96人	2.82人	2.7人	2.44人
世帯数	14,371	14,891	15,641	15,924	15,856	17,015

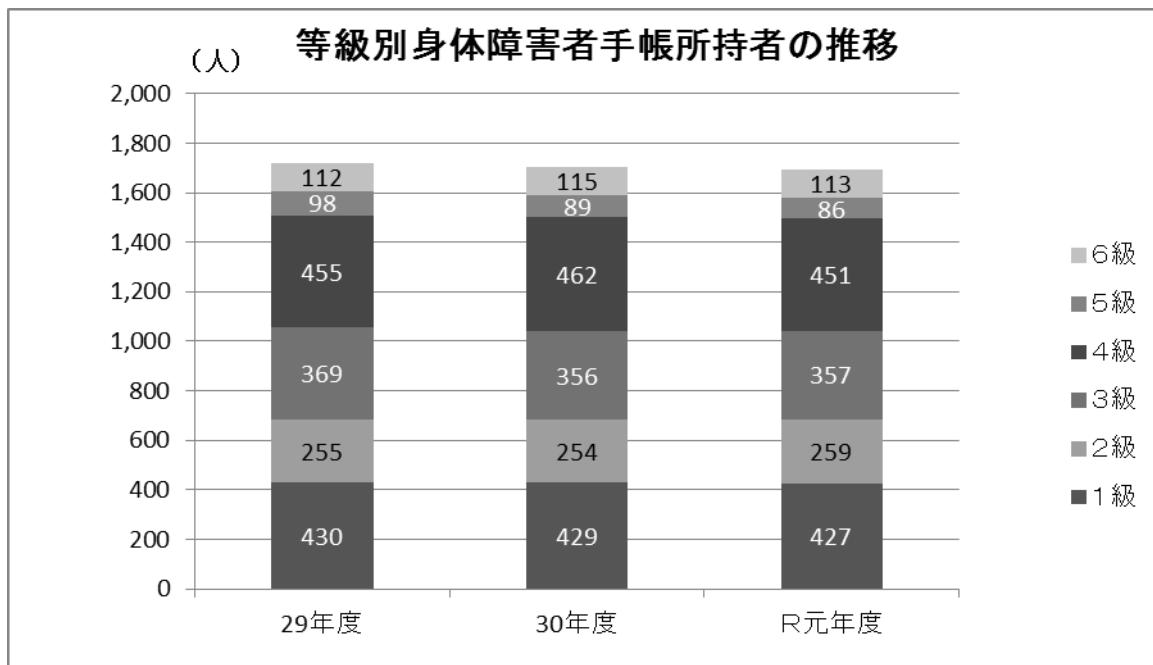
## 2. 障がい者の現状

### (1) 身体障がい者の状況

#### ①等級別身体障がい者数

令和元年度末の時点で、本市で身体障害者手帳の交付を受けている人は1,693人で、ピークの平成19年度と比較して326人減少しています。

等級別では、4級が最も多く451人となっており、1～2級の重度が40.5%、3～4級の中度が47.7%、5～6級の軽度が11.8%となっています。

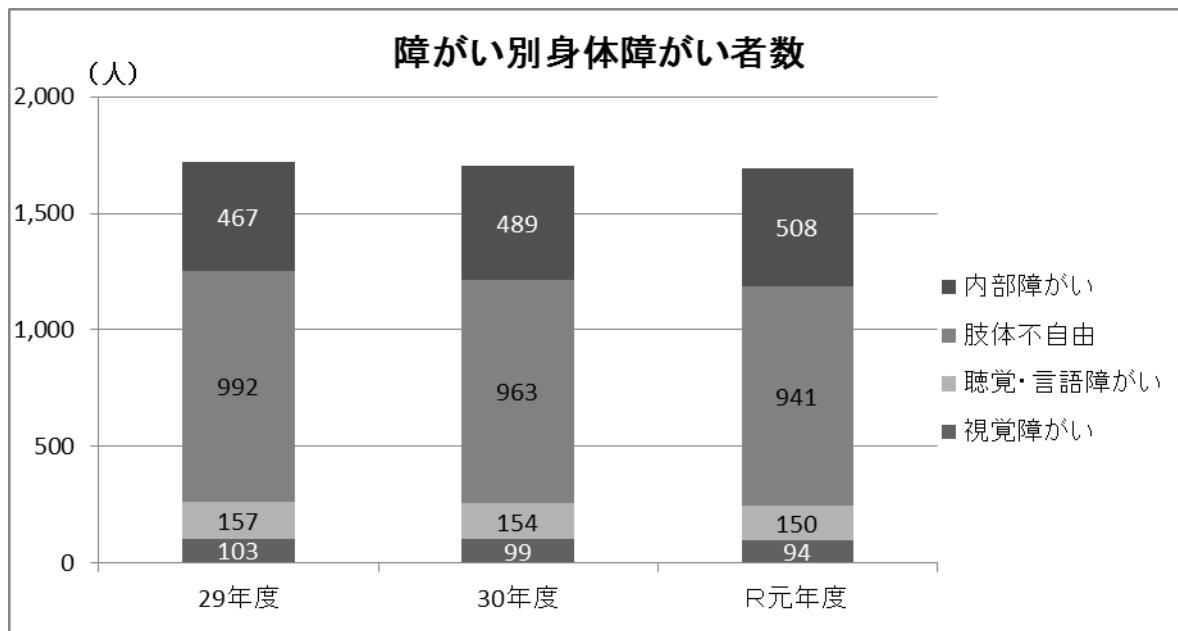


(各年4月1日現在)

障がい等級級別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	430人(25.0%)	429人(25.2%)	427人(25.2%)
2級	255人(14.8%)	254人(14.9%)	259人(15.3%)
3級	369人(21.5%)	356人(20.9%)	357人(21.1%)
4級	455人(26.5%)	462人(27.1%)	451人(26.6%)
5級	98人(5.7%)	89人(5.2%)	86人(5.1%)
6級	112人(6.5%)	115人(6.7%)	113人(6.7%)
計	1,719人	1,705人	1,693人

#### ②障がい種別身体障がい者数

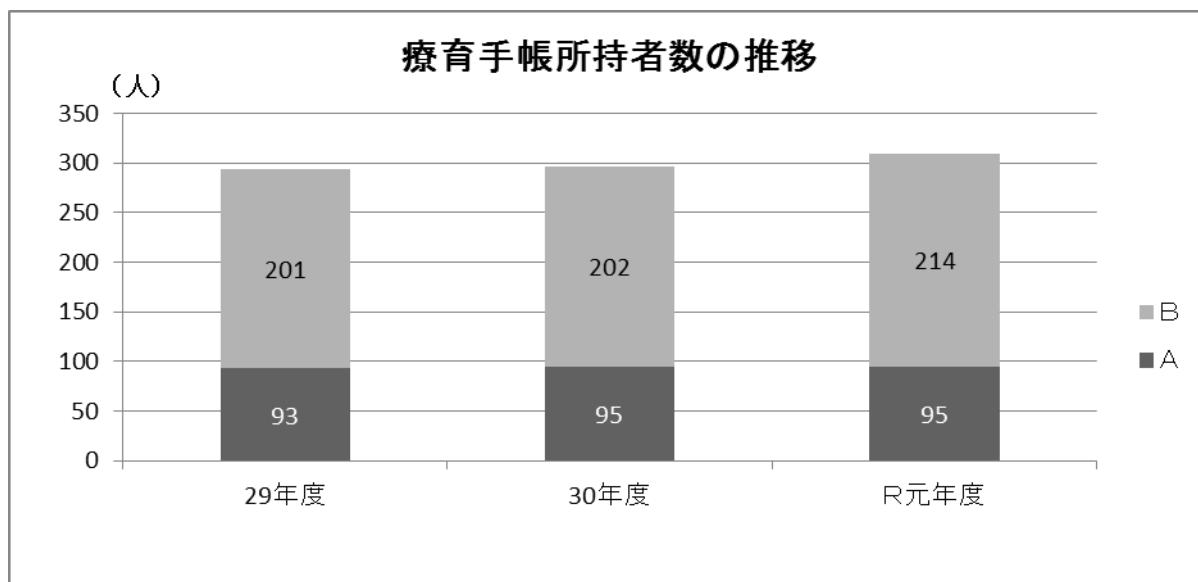
障がい種別では、最も多いのが肢体不自由で令和元年度末の時点で941人となっています。過去の推移をみると、内部障がいの占める割合は平成18年度の22.3%から令和元年度の30.0%に増加しています。また近年の傾向をみると、視覚、聴覚・言語障がい、肢体不自由は平成19年度をピークに減少傾向となっています。



障がい種類別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	103 人(6.0%)	99 人(5.8%)	94 人(5.5%)
聴覚・言語障がい	157 人(9.1%)	154 人(9.0%)	150 人(8.9%)
肢体不自由	992 人(57.7%)	963 人(56.5%)	941 人(55.6%)
内部障がい	467 人(27.2%)	489 人(28.7%)	508 人(30.0%)
計	1,719 人	1,705 人	1,693 人

## (2) 知的障がい者

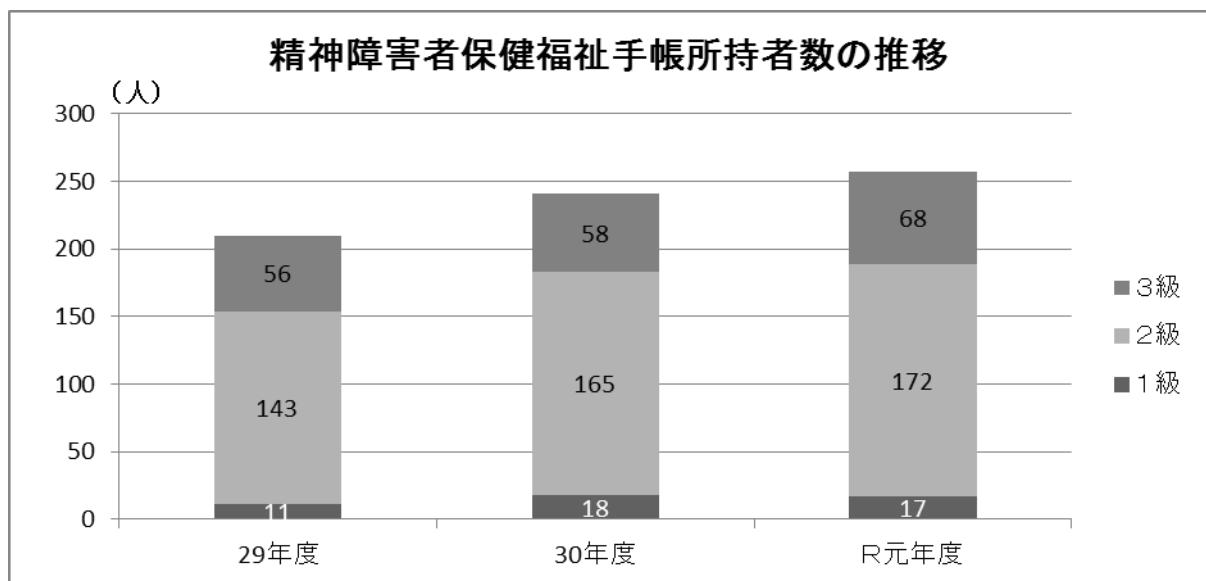
令和元年度末時点の療育手帳所持者数は、309 人となっています。障がい等級別では、A（重度）の人が95 人で30.7%、B（中軽度）の人が214 人で69.3%となっています。等級別の直近3か年の増加状況では、Aが横ばい、Bが傾向にあります。



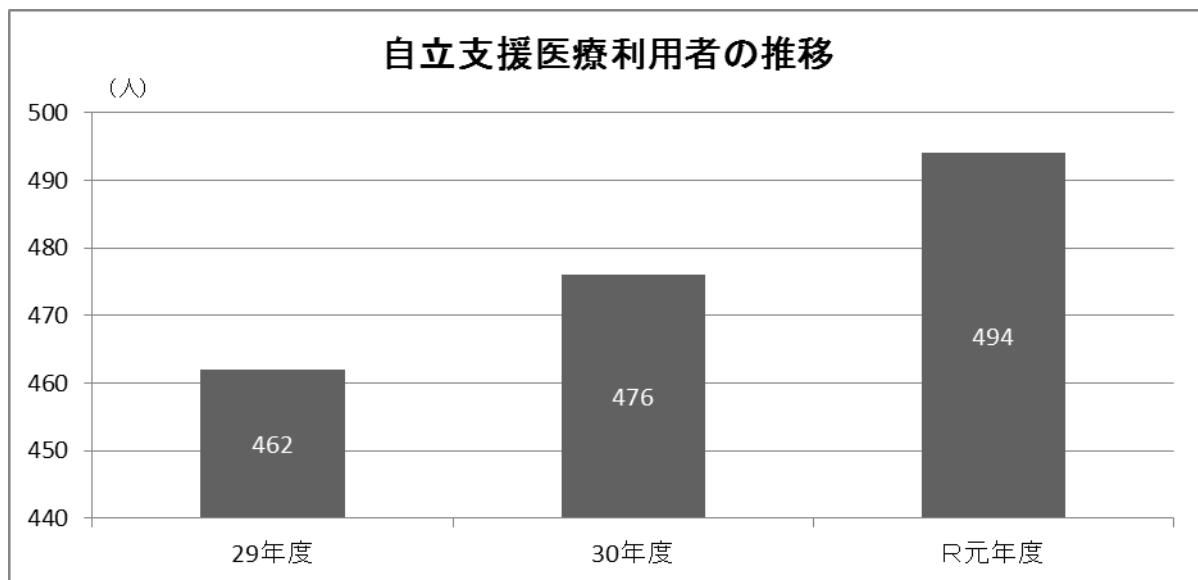
障がい等級	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A	93 人(31.6%)	95 人(32.0%)	95 人(30.7%)
B	201 人(68.4%)	202 人(68.0%)	214 人(69.3%)
計	294 人	297 人	309 人

### (3)精神障がい者

令和元年度末の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、257 人であり、手帳所持者は年々増加傾向にあります。等級別では、2級が最も多く 172 人ですが、3級の人数の占める割合が多くなっております。一般就労を目指す方の手帳取得が要因と考えられます。また、自立支援医療利用者も増加し続けています。



障がい等級	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	11 人(8.9%)	18 人(8.9%)	17 人(9.6%)
2級	143 人(73.3%)	165 人(71.7%)	172 人(68.2%)
3級	56 人(17.8%)	58 人(19.4%)	68 人(22.2%)
計	210 人	241 人	257 人



#### (4) 障がい別障がい児

令和元年度末の障がい手帳所持者のうち障がい児は、71人で、手帳所持者全体の3.1%となっています。障がい種別では、知的障がい児の割合が高くなっています。

障がい等級別	令和元年度		
	全体	障がい児	障がい児の割合
身体障がい	1級	427人	9人
	2級	259人	4人
	3級	357人	3人
	4級	451人	3人
	5級	86人	0人
	6級	113人	2人
身体障がい合計		1,693人	21人
知的障がい	A	95人	10人
	B	214人	38人
知的障がい合計		309人	48人
精神障がい	1級	17人	0人
	2級	172人	1人
	3級	68人	1人
精神障がい合計		257人	2人
3障がい合計		2,259人	71人
		3.1%人	

### 3. 障がい者等にかかる各種調査

#### (1) 障がい児の保護者に対するアンケート調査（魚津市）

令和2年7月下旬から8月中旬にかけ、障がい児の保護者に対し、生活状況や施策ニーズについて郵送によるアンケート調査を行いました（配布数76、回収数36）。

困ったときの相談先としては、幼児期には医療機関や児童発達支援センター等の専門機関、学齢期では学校や通所先等の身近な相談機関が多く挙げられました。概ね満足しているという結果でしたが、自由記載では、同じ境遇にある方との相談を希望する意見や、相談を受ける側の姿勢に対する意見がありました。

幼児期・学齢期に求める支援について尋ねると、6割以上の方が「満足している」との回答結果でした。満足していない人からは児童発達支援センターつくし学園や支援学校などの施設の老朽化や職員の障がいに対する理解や配慮を求める意見、適切な人員配置についての意見が多くありました。

福祉サービスについては、6割以上の多くの方が「利用している（したことがある）」と答え、概ね満足しているという結果でしたが、利用時間や料金、サービスの不足に関する意見がありました。

調査の結果の詳細は、資料編にまとめています。

#### (2) 障がい福祉事業所に対するアンケート調査（新川地域自立支援協議会相談支援部会）

令和2年7月に新川圏域の障がい福祉事業所に対し、障がい福祉サービス提供における現状・課題と今後3年間の事業予定を把握する目的でアンケート調査を行いました（配布数88、回答数73）。

「現在の事業の提供状況と今後の提供意向」について、受入れが可能と回答したのは、介護給付では47件中、7件・16.7%であり、訓練等給付では、30件中、13件・43.3%で就労継続支援B型で受入れ可能との回答が多い結果となっており、相談支援では、11件中、4件・36.3%であり、障がい児通所支援では9件中、2件・22.2%でした。受入人数の増員が難しいとの回答も多くあり、受入が難しい理由として事業所の規模や職員数の不足が示されていることから、福祉人材の確保対策を進めていく必要があります。

また、「コロナの影響で自粛した行事等があり、障がい者のニーズが十分満たされなかった」など、新型コロナウイルス感染症が障がい福祉サービスに影響を及ぼしている記載がありました。

利用者から望む声が多い事業として多くの意見の回答がありました。とくに、休日・夜間の居宅介護、緊急時に利用できる短期入所の不足は圏域全体で解決すべき課題であると考えられます。

### 第3章 地域生活移行等の目標の設定について

国の基本指針では、障がい者等の自立を促す観点から、障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保について令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項に成果目標を設定することとされています。

本市では次のとおり設定しました。

#### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### (1) 地域生活への移行

国基本指針 令和5年度末時点で令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。

本市の目標 現在入所中の者で福祉施設の入所者の地域生活へ移行できる状態の者が少ないため、目標を3人と設定します。

項目	数値目標		考え方
令和元年度末の施設入所者数	基準値	47人	令和元年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	3人(6.3%)	施設入所からグループホーム等へ地域移行した者の数（差引減少見込数）

##### (2) 施設入所者数の削減

国基本指針 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

本市の目標 削減目標を1人と設定します。

項目	数値目標		考え方
令和元年度末の施設入所者数	基準値	47人	令和元年度末時点の施設入所者数
削減見込数	目標値	1人(2.1%)	令和5年度末時点の削減見込数

#### 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、関係機関・関係団体と協力し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を平成30年4月に圏域で共同設置しました。ケアシステム構築推進のため協議の場の活動指標を下記のとおり設定します。

協議の場の名称	新川圏域自立支援協議会精神部会
---------	-----------------

項目	数値目標（令和3年度～令和5年度）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	60名
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

精神障がい者で長期入院者のうち、一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することにより地域生活への移行が可能と考えられます。

県の調整により令和5年度末時点での精神病床における1年以上の入院患者数が示され、これにより見込まれる令和5年度末時点での長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）について設定しました。今後、地域移行に必要な体制について関係機関と連携し検討してまいります。

#### 魚津市の令和5年度末時点での目標値（平成26年度～令和5年度）

地域移行に伴う 基盤整備量	39.0人	令和5年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量（総数）
	18.7人	うち65歳未満
	20.3人	うち65歳以上

#### 3. 地域生活支援拠点等の整備

居住支援機能と地域支援機能を複数の機関が分担してその機能を面的に担う地域生活支援拠点を圏域で確保しつつ、地域生活支援拠点の機能充実を図っていきます。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置についても併せて検討します。

地域生活支援拠点の機能充実のため下記のとおり活動指標を設定します。

項目	数値目標（令和3年度～令和5年度）	
地域生活支援拠点の整備	計画期間中に新川圏域で1箇所確保することします	
地域生活支援拠点の機能充実のための運営状況の検証・検討	年1回以上	

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

##### (1) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

国基本指針 令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上

本市の目標 令和5年度末までに福祉施設から一般就労へ移行する人を1.3倍の5人と設定します。

項目	数値目標		考え方
令和元年度の一般就労移行者数	基準値	4人	令和元年度に福祉施設を退所して、一般就労した人数
一般就労移行者数	目標値	5人 (1.3倍)	令和5年度末までに福祉施設を退所して一般就労する人数

##### (2) 就労定着支援事業の利用者数

国基本指針 一般就労移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用すること。

本市の目標 令和5年度末の就労定着支援事業の利用者の割合を8割の4人と設定します。

項目	数値目標		備考
令和5年度の一般就労移行者の目標値	基準値	5人	令和5年度末までに福祉施設を退所して一般就労する人数
目標年度の就労定着支援事業の利用者数	目標値	4人 (80%)	令和5年度末において就労定着支援事業を利用する人数

### (3) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

国基本指針 就労定着率が8割以上である就労定着支援事業所を令和5年度末までに全体の7割以上とすること。

本市の目標 令和2年度末で本市には就労定着支援事業所がありませんが、指針に基づき就労定着率が8割以上である就労定着支援事業所を令和5年度末までに全体の7割以上とします。

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

国基本指針	児童発達支援センターを市町村又は圏域で令和5年度末まで1箇所以上設置する。
本市の目標	設置済み 1箇所（魚津市立つくし学園） 施設の老朽化が顕著であり、早急に関係団体と整備手法等について合意形成を図り、施設の再整備を推進していきます。

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国基本指針	全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
本市の目標	構築済み（魚津市立つくし学園）

### (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

国基本指針	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を令和5年度末までに市町村又は圏域に1箇所以上確保する。
本市の目標	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で1箇所以上確保することに向け検討を進めます。

### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国基本指針	令和5年度末までに各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
本市の目標	協議の場 設置済み（新川地域自立支援協議会児童部会） コーディネーター 配置済み

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するために必要な総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制について、令和5年末までに確保することとされています。新川圏域においては、新川圏域自立支援協議会相談支援部会を相談支援体制の充実・強化を推進する中心的な場として位置付けています。今後、基幹相談支援センター等の設置を検討し、相談支援体制の充実強化の機能を担っていくことについても検討します。

相談支援体制の充実・強化のための活動指標を下記のとおり設定します。

体制の名称	新川圏域自立支援協議会相談支援部会
-------	-------------------

項目	数値目標（令和3年度～令和5年度）
地域の相談支援専門事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件
地域の相談機関との連携強化の取組取組の実施回数	12回

## 7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための事項を実施する体制を構築することとされており、本市では職員が各種研修に参加することによりスキルの向上を図ることとします。また、障害者自立支援審査支払等システムを活用したサービス利用状況などの情報を新川圏域自立支援協議会を通じ、圏域の事業所や関係機関と共有することで、より適切なサービスの提供に繋げます。

障がい福祉サービス等の質を向上させるための活動指標を下記のとおり設定します。

項目	数値目標（令和3年度～令和5年度）
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制	有
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年間2人以上
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数	年1回以上

## 8. 発達障がい者等に対する支援

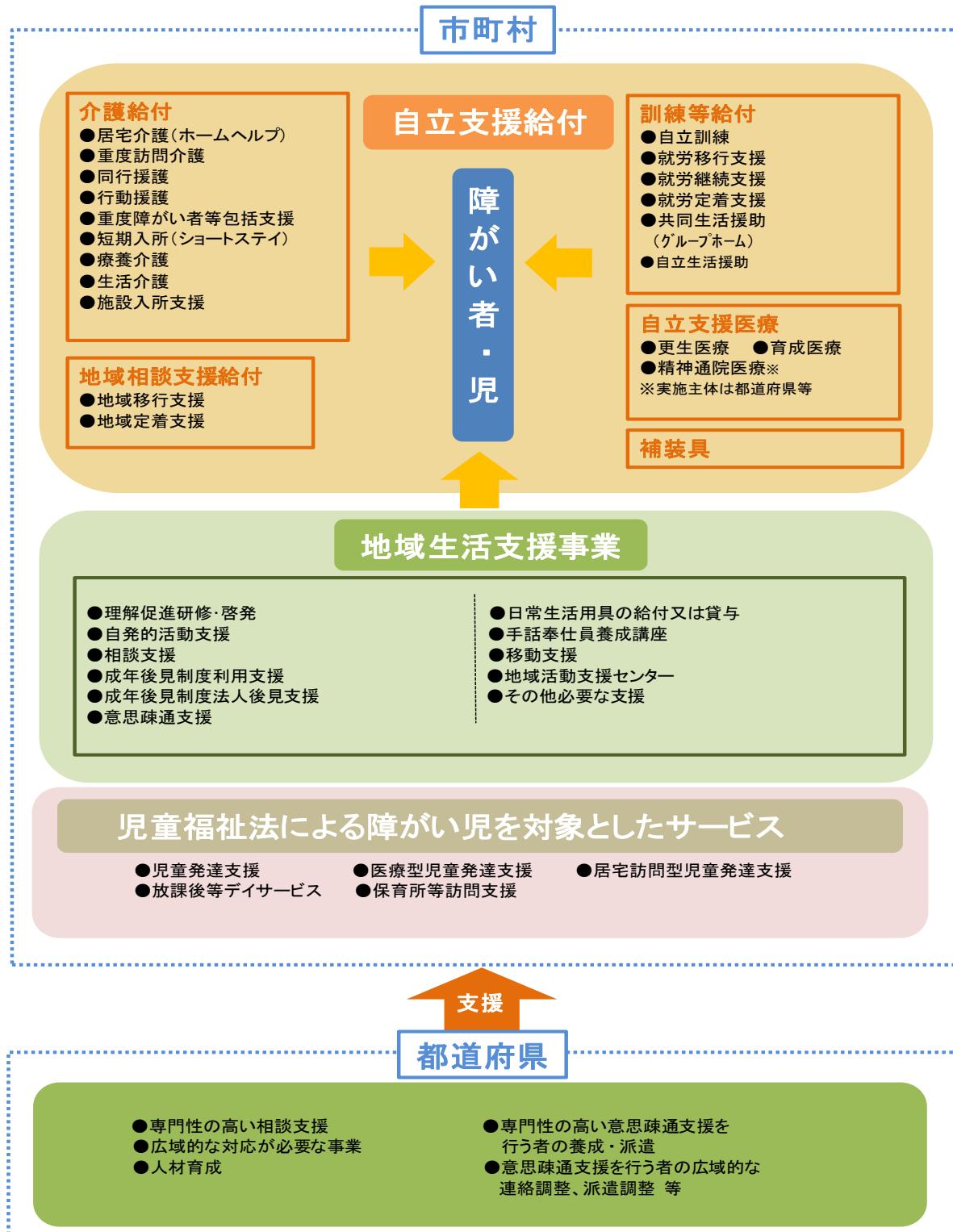
発達障がい者（児）の早期発見・早期支援には発達障がい者（児）及びその家族等への支援が重要です。保護者等が発達障がいの特性を理解し必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、富山県障害者発達支援センターや児童発達支援センターと連携し保護者等に対する支援体制の確保を図ります。

当市ではこれまで実績がありませんが、保護者等の支援にかかる活動指標を下記のとおり設定します。

項目	数値目標 (令和3年度～ 令和5年度)	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年1人以上	<b>【ペアレントトレーニング】</b> 子どもの持つ困難さを理解し、対処方法を学ぶことでより良い関わり方を実践できることにすること
ペアレントメンターの人数	年1人以上	<b>【ペアレントメンター】</b> ペアレントメンターは、発達障がいの子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる方
ピアサポート活動への参加人数	年1人以上	<b>【ピアサポート】</b> 同じ悩みを持つ人、同じ状況におかれている仲間がお互いに支え合う取組み

## 第4章 魚津市のサービス量の見込と提供体制の確保策

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障がい福祉サービスの体系は、障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法による障がい児を対象としたサービスで構成されています。



## 障がい支援区分に応じて利用できる障がい福祉サービス

障がい支援区分		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
介護給付	訪問系	居宅介護					
		重度訪問介護					
		同行援護 ※					
		行動援護					
		重度障がい者等包括支援					
訓練等給付	日中活動系	生活介護					50歳以上
		療養介護					
		短期入所 (ショートステイ)					
	居住系	施設入所支援				50歳以上	
相談支援給付	訓練系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がい支援区分にかかわらず利用が可能です。				
		就労移行支援					
		就労継続支援 (A型・B型)					
		就労定着支援					
	居住系	共同生活援助 (グループホーム)					
		自立生活援助					
	相談支援給付	計画相談支援					
		地域移行支援					
		地域定着支援					

※同行援護アセスメント票にて調査

## 1. 障がい福祉サービス

第5期でのサービス実績を踏まえながら、本市における第6期の見込量を次のように設定します。

### (1)訪問系サービス

#### 《サービスの概要》

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読）、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数サービスを包括的に行います。

#### 《第5期計画と実績》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護	45人 514時間分	42人 430時間分	47人 527時間分	41人 385時間分	50人 582時間分	41人 441時間分
重度訪問介護	1人 150時間分	0人 0時間分	2人 193時間分	0人 0時間分	2人 193時間分	0人 0時間分
同行援護	5人 25時間分	4人 25時間分	6人 30時間分	4人 37時間分	7人 35時間分	4人 29時間分
行動援護	3人 20時間分	1人 5時間分	4人 25時間分	0人 0時間分	5人 30時間分	0人 0時間分
重度障がい者等 包括支援	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分

#### 《サービスの見込量（1月あたり）》

これまでの利用者の実績と伸びに基づき推計し、地域移行を推進するためには、訪問系サービスの充実が必要である点を加味して算出しました。

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	45人 495時間分	47人 520時間分	50人 550時間分
重度訪問介護	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分
同行援護	4人 30時間分	4人 30時間分	4人 30時間分
行動援護	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分
重度障がい者等 包括支援	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分

#### 《確保のための方策等》

今後も、障がい者等の地域生活への移行が進むとともに、利用の増加が予想されます。障がい者の自立支援を促進するため、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのホームヘルプサービスをはじめとした訪問系サービスの充実と支援の必要性に基づき、障がい種別を問わず支給量の確保に努めます。

#### (2) 日中活動系サービス

##### 《サービスの概要》

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型 (雇用型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 B型 (非雇用型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者について、就労に伴う生活面に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導助言を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《第5期計画と実績》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	114人 2,166人日分	112人 2,156人日分	116人 2,204人日分	113人 2,160人日分	118人 2,242人日分	131人 2,234人日分
自立訓練 (機能訓練)	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
自立訓練 (生活訓練)	1人 22人日分	0人 0人日分	2人 44人日分	0人 0人日分	2人 44人日分	0人 0人日分
就労移行支援	5人 86人日分	3人 43人日分	6人 102人日分	4人 58人日分	6人 102人日分	3人 52人日分
就労継続支援 (A型)	14人 280人日分	28人 438人日分	15人 300人日分	27人 492人日分	16人 320人日分	30人 625人日分
就労継続支援 (B型)	81人 1,296人日分	78人 1,370人日分	84人 1,344人日分	107人 1,716人日分	87人 1,392人日分	101人 1,865人日分
就労定着支援	2人	0人	2人	0人	2人	0人
療養介護	9人	10人	9人	10人	9人	11人
短期入所	13人 70人日分	16人 90人日分	14人 75人日分	10人 76人日分	15人 80人日分	14人 82人日分

《サービスの見込量（1月あたり）》

現在の利用者数、特別支援学校卒業生等の新規利用見込数、入所施設からの地域生活移行者見込数等を踏まえて算出しています。

就労継続支援（A型・B型）は、特別支援学校卒業生等の新規利用見込数を踏まえ、A型は1人1月あたり21日、B型は1人1月あたり18日の増加を見込みます。

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	133人 2,288人日分	135人 2,309人日分	137人 2,343人日分
自立訓練 (機能訓練)	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
自立訓練 (生活訓練)	1人 22人日分	2人 44人日分	2人 44人日分
就労移行支援	4人 70人日分	4人 70人日分	5人 88人日分
就労継続支援 (A型)	32人 672人日分	34人 714人日分	35人 735人日分
就労継続支援 (B型)	102人 1,836人日分	105人 1,890人日分	106人 1,908人日分
就労定着支援	3人	3人	3人

療養介護	12人	12人	12人
短期入所	14人 84人日分	15人 90人日分	16人 97人日分

#### 《確保の方策等》

相談支援体制の充実を図り、障がい者が必要とするサービスを把握するとともに、安定的なサービス提供体制が確保されるようサービス事業者等に働きかけます。

#### (3)居住系サービス

##### 《サービスの概要》

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助（グループホーム）を利用していた人が在宅で自立した生活を営む上での様々な問題について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や、随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言などの援助を行います。

##### 《第5期計画と実績》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
施設入所支援	47人	47人	46人	47人	45人	46人
共同生活援助 (グループホーム)	59人	59人	60人	58人	61人	56人
自立生活援助	5人	0人	6人	0人	7人	0人

##### 《サービスの見込量（1月あたり）》

グループホームについては、現在の利用者数、入所施設からの地域生活移行者見込数、退院可能精神障がい者数、施設の状況を踏まえて算出しています。

施設入所支援については、現在の利用者数、入所施設からの地域生活移行者見込数を踏まえて算出しています。

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	46人	46人	46人
共同生活援助 (グループホーム)	57人	58人	60人
自立生活援助	1人	2人	3人

### 《確保の方策等》

グループホームは、市内には14箇所ありますが、今後、福祉施設に入所している人や入院中の精神障がい者が地域生活へ移行するためには、居住の場を確保していく必要があります。

今後は、地域住民の障がい者への理解を促し、既存のグループホームの増員や民家等を活用した整備等を新川圏域2市2町で連携し、促進していきます。

また、自宅やグループホーム等での生活が困難な人に対して、施設への入所支援に努めます。

### (4) 相談支援

#### 《サービスの概要》

サービス名	内容
計画相談支援	サービスを利用する障がい者等の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成します。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する予定の障がい者に対して、地域移行への様々な相談や住居の確保、同行支援、関係機関との調整などを行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院したり、家族から独立し家族の支援を受けられない障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談を行います。

#### 《第5期計画と実績》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	30人	64人	37人	59人	44人	64人
地域移行支援	2人	0人	2人	0人	2人	0人
地域定着支援	3人	0人	3人	0人	3人	1人

#### 《サービスの見込量（1月あたり）》

計画相談支援については、障がい福祉サービスの受給者証交付数を基礎として、3年間で計画的に全ての利用者（ケアプラン対象者及び児童を除く）を対象に1人あたり年2回実施するものと仮定して算出しています。地域移行支援・地域定着支援については、入所施設からの地域生活移行者見込数、退院可能精神障がい者数等を踏まえて算出しています。

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	70人	72人	74人
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	4人	4人	4人

#### 《確保の方策等》

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決やさまざまなニーズに対応したサービスが利用できるようサービス等利用計画を作成します。また、サービスの利用が障がい者の状況やニーズに適合しているかを確認するためのモニタリングを実施し、きめ細かく支援していきます。

## 2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

本市では、障がい者等がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、魚津市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を実施します。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進・啓発事業

##### 《事業の概要》

障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

##### 《事業の見込量》 ※平成30年度から令和2年度は実績。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

##### 《確保のための方策等》

新川圏域の2市2町と新川地域自立支援協議会が連携して、住民が障がい者等に対する理解を深めるための新川地域の障がい者福祉事業所等を訪問する事業を実施します。

#### ② 自発的活動支援事業

##### 《事業の概要》

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

##### 《事業の見込量》 ※平成30年度から令和2年度は実績。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

##### 《確保のための方策等》

魚津市障がい者連合会、魚津市手をつなぐ育成会及び魚津市精神障がい者家族会等に委託するなどして、自発的な活動を支援していきます。

### ③ 相談支援事業

#### 《事業の概要》

事業名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者等や家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業所に対し、指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援することで相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人等がない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行います。

#### 《事業の見込量》 ※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込。

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無	無	無	無
住宅入所等支援事業	無	無	無	無	無	無

#### 《確保の方策等》

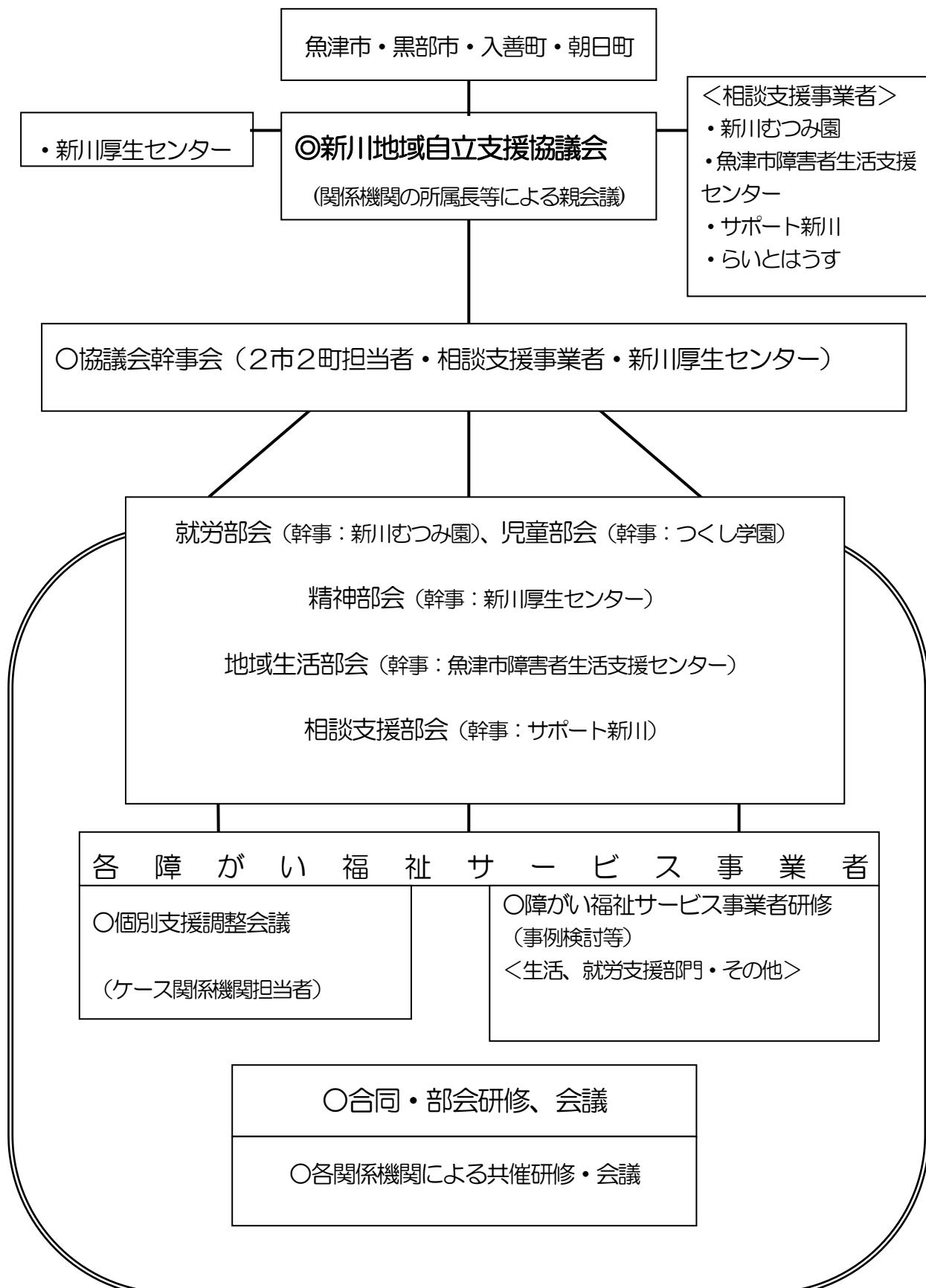
相談支援事業は、支給決定やサービス利用におけるケアマネジメントの推進にも重要な役割を果たすものです。

障がい者等への相談支援については、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会に委託して、魚津市障害者生活支援センターに相談員を配置し、各種相談に応じるとともに、サービス利用に関する連絡調整を実施します。また、特に専門的な知識・技術が必要な精神障がい者への相談支援については、新川圏域で連携し、サポート新川に委託して実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者等を地域で支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たすことを目的として、相談支援事業者、行政、保健、医療、障がい福祉サービス事業者、公共職業安定所、特別支援学校、障がい者関係団体等で構成する新川地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関によるネットワークを構築するとともに、今後、基幹相談支援センターの設置について圏域で検討していく必要があります。

住宅入所等支援事業については、障がい者の地域移行に取組んでいく中で、ニーズを把握し、実施体制などについて検討していくこととします。

# 新川地域自立支援協議会ネットワーク体制



#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### 《事業の概要》

身寄りのない方が成年後見制度の利用を希望される場合に市長が親族に代わって申し立てを行います。また、経済的な理由から申立経費や後見人などの報酬が支払えない人には経費の全部又は一部を助成します。

##### 《事業の見込量》

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (経費助成)	2名	2名	2名	2名	2名	2名

##### 《確保の方策等》

この事業は、魚津市地域包括支援センター、相談支援事業所、法人後見実施事務所等と連携を図りながら、事業の周知やサービスの利用を促進します。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### 《事業の概要》

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

##### 《事業の見込量》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施の有無	有	無	有	有	有	有

##### 《確保の方策等》

この事業は、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会に委託して実施します。また、令和3年度には成年後見制度利用促進にかかる中核的な役割を果たす機関を設置することとしており、支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげる仕組みを整備します。

#### ⑥ 意思疎通支援事業

##### 《事業の概要》

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、平成25年度から追加となった手話通訳者設置事業は、意思疎通支援を行う者（手話奉仕員等）を養成します。

### «事業の見込量»

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

#### ○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数	4件	1件	3件	5件	5件	5件

#### ○ 手話通訳者設置事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施の有無	無	無	無	無	無	無

### «確保の方策等»

手話通訳者派遣事業は、社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託して実施しますが、連携を図りながら、事業の周知やサービスの利用を促進します。

また、手話通訳者の養成等については、富山県等が実施する研修会への参加を促進します。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### «事業の概要»

重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。

区分	内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立支援を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者等の排泄管理を支援する衛生用具
在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### 《事業の見込量》

現在の利用状況を踏まえて算出しています。排泄管理支援用具については、現在の伸びを勘案して増やしています。

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	1件	4件	4件	5件	5件	5件
自立生活支援用具	4件	3件	3件	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	6件	1件	1件	3件	5件	7件
情報・意思疎通支援用具	3件	4件	4件	5件	6件	7件
排泄管理支援用具	922件	541件	900件	900件	900件	900件
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	1件	1件	1件	3件	4件	5件

### 《確保のための方策等》

事業の周知を図り、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### 《事業の概要》

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようすることを目的とし、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修します。

### 《事業の見込量》

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実養成講習修了見込数 (登録見込者数)	7名	4名	4名	10名	10名	10名

### 《確保のための方策等》

手話奉仕員養成研修事業は、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会に委託して実施します。

## ⑨ 移動支援事業

### 《事業の概要》

屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活に必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための移動のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。移動支援には、①個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援を行う個別支援型、②屋外でのグループワーク、同一イベントへの複数人参加への支援を行うグループ支援型、③福祉バス等車両の巡回による送迎支援を行う車両移送型があります。

#### 《事業の見込量》個別支援型

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14人	11人	20人	20人	20人	20人
利用延べ時間	254時間	214時間	300時間	300時間	300時間	300時間

#### 《確保のための方策等》

移動支援事業は、個別支援型及び車両移送型を実施しており、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会等に委託し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。個別支援型については5事業所と、車両移送型は社会福祉法人魚津市社会福祉協議会と委託契約を締結し実施しています。車両移送型について社会状況の変化や利用者の状況やニーズに応じ事業の見直し、検討を行っていきます。

#### ⑩ 地域活動支援センター事業

##### 《事業の概要》

障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設として、地域活動支援センターを設置しています。

#### 《事業の見込量》

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
魚津市利用者数	29人	28人	30人	30人	30人	30人
他市町村利用者数	42人	40人	40人	40人	40人	40人

※他市町村利用者数の欄については魚津市に設置されている地域活動支援センターを利用している他市町村の利用者数。

#### 《確保のための方策等》

地域活動支援センター事業は、その利用者が広域にわたることから新川圏域2市2町で負担を分担し、医療法人社団信和会障害者復帰センターあゆみの郷に事業を委託して実施しています。精神障がい者の活動の拠点の整備、社会との交流の促進を図り、今後利用者が増加するよう広報活動等に努めます。

## (2)任意事業

本市の地域生活支援事業として必須事業のほか、次の事業を実施します。

### «事業の概要»

事業名	内容	
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供し、身体の清潔の保持等のため入浴の介護を行います。	
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障がい者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。	
生活支援事業	生活訓練等事業	障がい者等に対し、日常生活上の必要な訓練又は指導を行います。
	ボランティア活動支援事業	精神障がい者及びその家族等の団体が行う精神障がい者に対するボランティア活動を支援します。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ大会やレクリエーション教室を開催します。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報の入手が困難な障がい者等に、魚津市の広報等の情報を点訳又は音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により提供します。
	奉仕員養成研修事業	手話奉仕員及び朗読奉仕員の養成するため、研修会を開催します。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車の運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## «事業の見込量»

現在の利用状況を踏まえて算出しています。

※平成30年度及び令和元年度は実績、令和2年度は実績見込。

左欄は実施箇所数、右欄は実利用者数（奉仕員養成研修事業は修了見込者数）

生活支援事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の右欄は参加延べ人数

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
訪問入浴サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更生訓練費支給事業	0	0	0	0	0	0	2	4	2	4	2	4
生活支援事業	2	369	2	333	2	300	6	300	6	300	6	300
日中一時支援事業	11	24	12	35	12	30	16	30	16	30	16	30
社会参加促進事業												
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	1	662	1	643	0	0	4	720	4	720	4	720
奉仕員養成研 修事業	1	8	0	0	1	20	1	20	1	20	1	20
自動車運転免許取得・改造 助成事業		0		0		2		2		2		2

## «確保の方策等»

訪問入浴サービス事業については、現在、利用者はありませんが、必要に応じ実施します。奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員養成研修事業（基本編）と朗読奉仕員研修事業を隔年で実施します。また、他の事業についても、今後利用者の状況やニーズに応じ、よりよい事業となるよう内容等について検討しながら実施していきます。

### (魚津市単独事業)

#### 身体障害者デイサービスセンター事業の実施

本市の身体障害者デイサービスセンターの利用者は軽度の人が多く、生活介護事業への移行で多くの人が利用できなくなることから、介護者の身体的、精神的な負担の軽減と共に、障がい者等の社会的孤立感の解消と、社会参加が促進できるよう相互利用を含めた事業の充実を図り、障がい者等の日中活動の場の確保に努めています。

## 第5章 障がい児を対象としたサービス（第2期障がい児福祉計画）

### 1. 障がい児支援の体系

#### 《事業の概要》

##### ＜障がい児通所支援＞

(市町村による支援)

事 業 種 別	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児で、障がい児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅に訪問して児童発達支援を行います

##### 施 設 種 別

内 容

児童発達支援センター (つくし学園)	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、圏域の中核的な療育支援施設
-----------------------	--

##### ＜障がい児相談支援＞

(市町村による支援)

障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前の障がい児支援利用計画作成、一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）を行います
----------	---

##### ＜医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置＞

(市町村による支援)

医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置	医療的なケアが必要な障がい児に対して多分野にまたがる支援の利用を調整する役割のコーディネーターを1人以上配置します
--------------------------------	---

##### ＜障がい児入所支援＞

(都道府県による支援)

施 設 種 别	内 容
福祉型障がい児入所施設 (黒部学園ほか)	保護、日常生活の指導、知識技能の付与
医療型障がい児入所施設 (富山県リハビリテーション病院・子ども支援センターほか)	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

《見込量と実績》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	6人 70人日分	6人 47人日分	6人 70人日分	7人 64人日分	7人 80人日分	8人 80人日分
医療型児童発達支援	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	1人 5人日分	0人 0人日分
放課後等ディサービス	35人 385人日分	32人 374人日分	36人 400人日分	28人 268人日分	36人 400人日分	37人 400人日分
保育所等訪問支援	3人 5人日分	4人 4人日分	3人 5人日分	3人 3人日分	3人 5人日分	5人 5人日分
居宅訪問型児童発達支援	1人 2人日分	0人 0人日分	1人 2人日分	0人 0人日分	1人 2人日分	0人 0人日分
障がい児相談支援	6人	4人	8人	5人	10人	5人

《サービスの見込量（1月あたり）》

現在の利用者数、未就学児数、特別支援学校卒業生数等を踏まえて算出しています。  
障がい児相談支援については、平成26年度までにすべての障がい児通所支援利用者に実施されることになりました。障がい児支援利用計画は、新規とモニタリングを含めて年2回作成すると仮定して算出しています。

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	8人 80人日分	9人 90人日分	9人 90人日分
医療型児童発達支援	0人 0人日分	0人 0人日分	1人 5人日分
放課後等ディサービス	38人 410人日分	39人 420人日分	40人 430人日分
保育所等訪問支援	5人 5人日分	5人 5人日分	5人 5人日分
居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
障がい児相談支援	5人	5人	5人
医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	1人以上	1人以上	1人以上

障がい児やその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の整備に努めるとともに、児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障がい児を預かるサービスの質の担保と量的な拡

大を図ります。

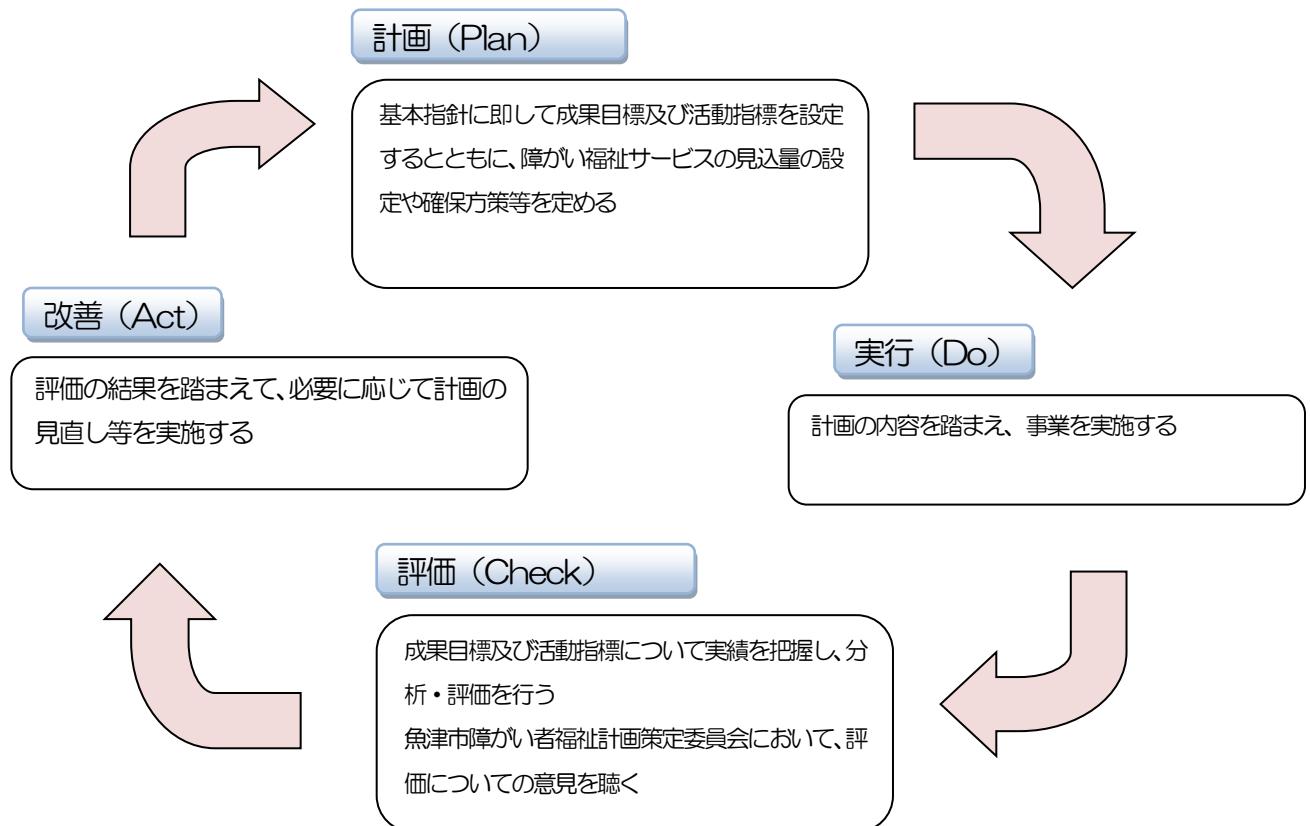
また、成人された後も必要な支援や効果的な支援が途切れることがないよう、教育機関等と連携を取りながら移行が円滑に進む体制を整えていきます。

## 第6章 計画の達成状況の点検及び評価

本計画を円滑に推進していくためには、常に市内に在住する障がい者等のニーズを把握し、その情報を関係機関と共有しつつあり方を検討していく必要があります。

市の関係各課や魚津公共職業安定所をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制を整え総合的な施策推進に取り組みます。

また、サービス見込量や数値目標の達成状況については、少なくとも年に1回は魚津市障がい者福祉計画策定委員会や新川地域自立支援協議会に報告し、点検、評価を受けるとともに、必要があると認めるときには、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることとします。



## 資料編 障がい児の保護者に対するアンケート調査結果

### (1)調査の概要

障がいや発達課題、さまざまな困り感のある子どもの保護者に生活状況や施策ニーズを尋ね、障がい児福祉計画策定にあたっての基礎資料とするために実施しました。

### (2)調査期間

令和2年7月21日～令和2年8月14日

### (3)対象

令和2年4月2日現在、魚津市在住で18歳未満である次の方の保護者

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

②通所受給者証、福祉サービス受給者証を交付されている方

### (4)調査方法

郵送による配布・回収による自記式調査（配布数76、回収数36、回収率47.4%）

### (5)調査結果

#### ①属性

##### ア 子どもの年齢と手帳の種類（問1-1,1-4）

単位：人

年齢	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	受給者証	手帳なし	計
0～6歳	5			5		10
7～12歳	2	5	2	1		10
13～15歳	1	8				9
16～18歳	1	6				7
計	9	19	2	6		36

所持している障がい者手帳の種類をみると、療育手帳51.4%と半数以上を占めており、次いで身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の順となっています。

##### イ 主に所属している施設(事業所)（問1-2、1-3）

単位：人

所属先	市内	市外	無回答	計
保育園または認定こども園2・3号	5			5
幼稚園または認定こども園1号	1			1
児童発達支援センター	2			2
小・中学校(普通学級)	1			1
小・中学校(特別支援学級)	8			8
高等学校		1	1	2
特別支援学校		15		15
専門学校・大学等				
通所施設				
入所施設				
就労している				
所属なし	-	-	2	2
計	17	16	3	36

特別支援学校が市内にないため、市外の施設に所属している児が多くなっています。

## ②相談先

### ア 困ったときの相談先(複数回答) (問2-1)

単位：人

年齢	0歳～6歳（実人10人）	7歳～12歳（実人10人）	13歳～15歳（実人9人）	16歳～18歳（実人7人）
家族・親族	8 (80.0%)	5 (50.0%)	7 (77.7%)	4 (57.1%)
友人	3 (30.0%)	3 (30.0%)	2 (22.2%)	(%)
障害児の保護者	5 (50.0%)	1 (10.0%)	3 (33.3%)	1 (14.3%)
園・学校等	5 (50.0%)	6 (60.0%)	6 (66.6%)	4 (57.1%)
サービス事業所	2 (50.0%)	(%)	3 (33.3%)	2 (28.6%)
民生児童委員	(%)	(%)	(%)	(%)
児童相談所	(%)	(%)	1 (11.1%)	2 (28.6%)
市役所	1 (10.0%)	2 (20.0%)	1 (11.1%)	2 (28.6%)
保健センター	1 (10.0%)	1 (10.0%)	(%)	(%)
病院	6 (60.0%)	2 (20.0%)	2 (22.2%)	1 (14.3%)
公共職業安定所	1 (10.0%)	(%)	(%)	(%)
相談支援事業所	1 (10.0%)	2 (20.0%)	3 (33.3%)	1 (14.3%)
児発支援センター	8 (80.0%)	2 (20.0%)	(%)	(%)
その他	1 (10.0%)	(%)	1 (11.1%)	(%)
計	42	26	29	17

身近な相談先：家族、親戚、他児の保護者、通所・通学・入所・就労先等

総合的な相談先：児童相談所、市役所等

専門的な相談先：医療機関、相談支援事業所、児童発達支援センター、障害者就業・生活支援センター等

幼児期では医療機関や児童発達支援センター等の専門機関、学齢期では学校等の身近な相談先が多くなっています。

イ 相談先についての満足度（問2-2）

単位：人

年齢	満足している	満足していない	無回答	計
0～6歳	10 (100.0%)			10
7～12歳	9 (90.0%)	1 (10.0%)		10
13～15歳	7 (77.8%)		2 (22.2%)	9
16～18歳	6 (85.7%)	1 (14.3%)		7
計	32 (88.8%)	2 (5.6%)	2 (5.6%)	36

(自由記載の主な内容) (問2-3)

- ・同じような経験、病気の方（本人、保護者）に相談がしたい。
- ・学習への取組み方などの具体的な方法を知りたい。
- ・いろいろな事例について聞かせてほしい。
- ・つくしの先生と相談ができるので、今のところ大丈夫。
- ・同じことで悩んでいる子ども、保護者と交流できる機会があればよい。
- ・現在、困っていないので利用していない。市役所へは行きづらい。
- ・相談できないのが現状
- ・市役所職員もきちんと勉強して、必要な支援を提供してほしい。

年齢に関わらず、概ね「満足している」という結果でした。自由記載では、同じ境遇にある方との相談したいとの希望や、相談を受ける側の姿勢に対する意見がありました。

③幼児期・学齢期の支援

ア 保育園・幼稚園や学校に求めること（問3-1）

単位：人

支援	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	受給者証	計
通園・通学のサポート	1 (11.1%)	3 (15.8%)	1 (50.0%)		5 (13.9%)
園・学校生活のサポート	1 (11.1%)	1 (5.3%)	1 (50.0%)	1 (16.7%)	4 (11.1%)
専門的な指導	1 (11.1%)	5 (26.3%)		1 (16.7%)	7 (19.4%)
医療的なケア					
外部の支援機関との連携		1 (5.3%)			1 (2.8%)
教員や他児の理解と配慮	3 (33.3%)	7 (36.8%)		4 (66.6%)	14 (38.9%)
環境の整備	3 (33.3%)				3 (8.3%)
その他					
実数	9	19 2件未開回答	2	6	36 2件未開回答

表中の割合は、各手帳所持者(実数)に占める回答者の割合

4割近くの方が、障がいや発達課題などに対する教員や他の児童・生徒の理解と配慮を求めています。

イ 支援の現状についての満足度（問3-2 (1)）

単位：人

手帳種別	満足している	満足していない	通っている保育園等はない	計
身体障害者手帳	6 (66.7%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	9
療育手帳	12 (63.2%)	5 (26.3%)		19
精神保健福祉手帳	1 (50.0%)	1 (50.0%)		2
受給者証	5 (83.3%)			6
計	24 (66.6%)	8 (22.2%)	1 (2.8%)	36

療育で未回答2件含む

受給者証で未回答1件含む

ウ これから通う保育園や学校についての不安（問3-2 (2)）

手帳種別	不安がある	不安がない	通う予定の保育園等はない	計
身体障害者手帳	6 (66.7%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	9
療育手帳	3 (15.8%)	4 (21.1%)	5 (26.3%)	19
精神保健福祉手帳		1 (50.0%)		2
受給者証	3 (50.0%)		1 (16.7%)	6
計	12 (33.3%)	6 (16.7%)	8 (22.2%)	36

療育で未回答5件含む

精神で未回答1件含む

受給者証で未回答2件含む

(自由記載の主な内容)

- ・つくし学園、支援学校の建物が古い。せめてリフォームだけでも行ってほしい。
- ・専門の先生を月1回配置してもらいたい。園の先生と情報共有していってもらいたい。
- ・通学が心配。自然災害や何かあったときが心配。
- ・療育手帳などの手続きが、近場でできないか。障がい者雇用が増えるといいと思う。
- ・安心・安全に学校生活ができるよう、環境を整えてほしい。
- ・子の障がいに応じた人員の配置（手のかかる子には1対1又は1対2の対応）。
- ・知的でもないのに、知的と同じ授業を受けさせられている。
- ・園庭に新しい遊具を作つてほしい。学習支援や介助など、円・学校生活のサポートはこれからも続けてほしい。
- ・学校の先生、児童発達支援センターの先生、保護者の3者で面談する機会を定期的に作つてほしい。
- ・インクルーシブ教育を実践し、障がいのある子もない子も同じ場所で生活できる環境を作つてほしい。大人の支援を受けるだけの存在でなく、同世代の子供たち自身が障がい者とどうやってつき合つていけばよいのかを学ぶ場が学校にはない。先生が教えるよりも、共に時間を過ごす中で子ども自身が気付き、行動することが大切だと思う。触れ合いのイベントではなく、共に生活することができない限り、障がい者に理解される日は来ないと考える。
- ・支援してくださる先生・スタディさんは1教室につく数が少ない。先生やスタディさんに1人に対して生徒2~3人とし、学力に応じた学習支援をしてほしい。何度も繰り返し学習してほしい。小学校でできていたことをわざりてしまい、とても不安です。一人一人に応じた叱り方や指導をしてほしい。週1回、専門の方が学校に訪問する仕組みを作つてほしい。市役所の方も月1回か2カ月に1回訪問して見てほしい。ひとり親家庭の子どもの学習支援は大町公民館のみなので、東中校下は行きにくいし、不便。東中校下に1カ所設けてほしい。ひとり親の家は塾に通いにくいので、何らかの支援や援助がほしい。

- ・学校を引退された教職員さんたちでみてくれる方を集めてほしい。
- ・障がいのお子さんに理解のある園が増えてほしい。

支援の現状に「満足している」という回答が多い結果であったが、これから通園等に関しては「不安がある」という回答が「不安がない」の2倍という結果でした。

自由記載では、施設の老朽化や障がいに対する職員の理解や配慮、適切な人員配置、学校生活への支援についての意見がありました。

#### ④福祉サービス

##### ア サービスの利用（問4-1）

単位：人

年齢	利用している 利用したことがある	利用したことがない	計
0～6歳	8 (80.0%)	2 (20.0%)	10
7～12歳	7 (70.0%)	3 (30.0%)	10
13～15歳	4 (44.4%)	5 (55.6%)	9
16～18歳	4 (57.1%)	3 (42.9%)	7
計	23 (63.9%)	13 (36.1%)	36

手帳の種別	利用している 利用したことがある	利用したことがない	計
身体障害者手帳	4 (44.4%)	5 (55.6%)	9
療育手帳	12 (63.2%)	7 (36.8%)	19
精神障害者保健福祉手帳	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2
受給者証	6 (100.0%)		6
計	23 (63.9%)	13 (36.1%)	36

##### イ サービスを利用しない理由(利用したことない人)

単位：人

年齢	サービスを 知らない	利用する必要がな い	必要だが 利用できない	その他 (記載なし含む)	計
0～6歳	1 (50.0%)			1 (50.0%)	2
7～12歳		3 (100.0%)			3
13～15歳	2 (40.0%)	2 (40.0%)		1 (20.0%)	5
16～18歳	1 (33.3%)	1 (33.3%)		1 (33.3%)	3
計	4 (30.7%)	6 (46.2%)		3 (23.1%)	13

全体で63.9%の方が福祉サービスを利用している(利用したことがある)と回答しました。また、利用しない理由としては、「福祉サービスを知らない、または良くわからない」が4件、「福祉サービスは知っているが利用する必要がない」が6件でした(利用しない理由未記載3件)。

##### ウ 福祉サービスの満足度(利用したことがある人)

単位：人

年齢	満足している	満足していない	無回答	計
0～6歳	5 (62.5%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	8
7～12歳	5 (71.4%)	2 (28.6%)		7
13～15歳	4 (100.0%)			4
16～18歳	4 (100.0%)			4
計	18 (78.3%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)	23

(自由記載の主な内容)

- ・利用時間が短くフルタイムで働けない。延長するとお金がかかる。夏休みなどの長期休暇中は月1.2万円から1.6万円かかることがある。高すぎる。(普通の学童並みの料金希望)
- ・デイサービスの内容には概ね満足し、事業所にも感謝しています。ただ、夏休み等の1日利用となると

利用時間が10:00～15:30程度となり、祖父母の協力がない場合は両親のどちらかがフルタイム勤務を断念せざるを得ないと思います。実際、我が家は1人はフルタイムの職場を退職し、パート勤務となり対応しています。

- ・家庭の自由なのに、勝手に決められている（高志へ行かせられる）。
- ・保育所の訪問支援を月に1回はしてほしい。
- ・利用日が曜日で決められており、不便を感じる。地域との交流が少ない。

全体で63.9%の方が満足しているという結果でした。

自由記載では、利用時間や料金、サービスの不足等に関する意見が多くありました。

## 工 福祉サービスの今後3年間の利用意向（問4-2）

サービス名	現在利用している福祉サービスについて				今後利用したい福祉サービス
	今と同じ程度利用したい	利用をやめたい	利用を減らしたい	利用を増やしたい	
居宅介護					
行動援護					3件
同行援護					
重度障害等包括支援					1件
短期入所					4件
児童発達支援	3件				3件
医療型児童発達支援					
居宅訪問型児童発達支援					
放課後等デイサービス	12件			2件	7件
保育所等訪問支援	2件			2件	2件
日常生活用具の給付					2件
意思疎通支援					1件
移動支援	2件				5件
日中一時支援	2件			1件	4件
施設等入所	1件				2件

## オ 福祉サービスに関する意見

（自由記載の主な内容）

- ・放課後等デイサービスの事業所を増やしてほしい。
- ・放課後等デイサービス、日中一時支援の利用できる回数を増やしてほしい。どういうサービスがあるのか分からぬし、知らないと損をするので研修会を開催するなどして情報提供の場を設けていただければ嬉しい。成年後見制度について将来のために特にしりたいので教えてほしい。
- ・現在1回利用ですが、不安定なときは2回利用したい（行事があるとストレスが増える）。
- ・費用がかからず延長できる施設を作ってほしい。利用時間が短すぎる。フルタイムで働くよう時間を増やしたい。健康なお子さんが通常学童保育は18～19時までと長時間利用でき親は仕事を辞めなくて済むが、障害児の利用できるサービス時間は短くお金がかかり仕事ができない。朝は7時ごろから18時まで利用できる場所があればフルタイムで働くことができる。それはずっと平等ではないと思ってきました。放課後や長期休暇の際も安心してりようでき、健康なお子さんと同じように障害があっても利用できる居場所をください。障害児を産んで初めてこんなアンケートをいただきました。意見を伝える機会をありがとうございました。
- ・わかくさ「こっころ」でサービスを利用しています。絶えず意見交換など活発に実施し、こちらの意見も取り入れてサービスを受け、実効ある勉強をしています。
- ・夏休み等の長期休暇中の1日利用の利用時間を長くできればありがたいです。祖父母がいなくても両親

がフルタイムで働けるようになることを希望しています。

- ・福祉サービスについてよくわからない。これから高校を卒業し、就労アセスメントを受けているのでお世話になっていくと思う。幼少期は子供だけで留守番をさせることがあり、今思えば放課後等デイなどを利用すればよかったと思う。

## 障がい児等福祉に関するアンケート ～第2期魚津市障がい児福祉計画の策定に係るニーズ調査～

このアンケートは、魚津市にお住まいの障がいや発達課題、さまざまな困り感のあるお子さんとその保護者のみなさんが、地域で安心していきいきと暮らしていくためには、どのようなことが必要かを調査するものです。

お忙しいところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

お答えいただいた内容につきましては、統計的に処理を行い、福祉計画策定以外には使用いたしませんので、ありのままをご回答ください。

### アンケートをお願いする方

今回、アンケートをお願いするのは、魚津市にお住まいで18歳未満の方のうち、次にあてはまる方の保護者さんです。

(令和2年4月2日現在)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方

通所受給者証・福祉サービス受給者証を交付された方

※ アンケートの回答は原則として保護者の方にお願いしますが、必要に応じてお子さんと相談していただいても結構です。

### 集計結果の活用

アンケートでいただいたご意・は、魚津市障がい福祉計画の基礎資料として活用します。

### 回答方法及び期限

このアンケート用紙に直接ご記入いただき、令和2年8月14日(金)までに、同封の返信用封筒にて、下記までご返送いただきますようお願いします。

### 調査の主体

魚津市社会福祉課

アンケートの提出・問い合わせ先  
〒937-8555 魚津市駅迎堂一丁目10番1号  
魚津市社会福祉課 福祉係  
TEL: 0765-23-1005 / FAX: 0765-23-1055

回答欄に選択肢がある場合は、該当するものに○をつけてください。  
○がつけられる数は設問の最後に書いてあります。

## 第1部：お子さんについて

問1-1 お子さんの年齢(令和2年4月2日現在)を教えてください。 ( ) 歳

問1-2 お子さんが現在、主に所属している所、通っている所を教えてください。(○は1つだけ)

- ア. 保育園 イ. 幼稚園 ウ. 児童発達支援センター(つくし学園等)
- エ. 小・中学校(普通学級) オ. 小・中学校(特別支援学級) カ. 高等学校
- キ. 特別支援学校 ク. 通所施設 ケ. 入所施設 コ. 就労している
- サ. その他( ) シ. どこにも所属・通所していない

問1-3 問1-2で「ア」から「コ」のいずれかを選んだ方にお聞きします。

それは市内、市外どちらにありますか。(○は1つだけ)

- ア. 市内 イ. 市外

問1-4 お子さんが交付を受けている手帳等の種類を教えてください。(該当するもの全てに○)

- ア. 身体障害者手帳 イ. 療育手帳 ウ. 精神障害者保健福祉手帳
- エ. 福祉サービス受給者証(水色) オ. 交付を受けていない

## 第2部：相談について

あなたやお子さんが、障がいや発達課題などについて困ったときの相談先についてお聞きします。

問2-1 あなたやお子さんは、現在どこに(誰に)相談をしていますか。(○はいくつでも)

- 1 家族・親族 2 友人 3 障がいや課題のあるお子さんの保護者
- 4 園や学校又は就労先 5 障がい福祉サービス<sup>※1</sup>事業所 6 民生児童委員
- 7 児童相談所 8 市役所(社会福祉課・こども課等) 9 保健センター 10 病院
- 11 公共職業安定所 12 相談支援事業所<sup>※2</sup> 13 児童発達支援センター(つくし学園等)
- 14 その他( )

※1 障がい福祉サービスは、5ページをご確認ください。

※2 魚津市障害者生活支援センター、サポート新川など

問2-2 問2-1で選んでいただいた相談先について、どのように感じていますか。(○は1つだけ)

- ア. 満足している。 イ. 満足していない。

問2-3 「相談」についての希望や提案など、ご意見をお聞かせください。(自由記述)

[例：同じ経験をしてきた先輩保護者に相談がしたい]

⇒次ページへ続く

### 第3部：幼児期、学齢期について

お子さんが通っている（通っていた、これから通う）保育園、幼稚園や学校についてお聞きします。すでに卒業されている場合は当時どうだったか、これから就学される場合はどうあってほしいかをお答えください。

#### 問3-1 園や学校にお子さんが通う上で、あなたが求めることを教えてください。（○は1つだけ）

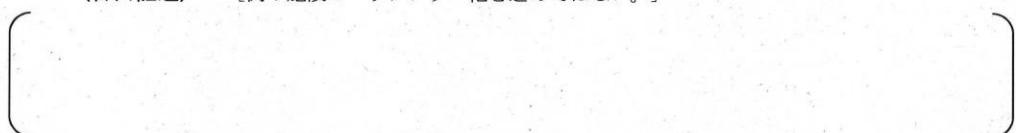
- ア. 送迎など、通園・通学のサポート
- イ. 学習支援や介助など、園・学校生活のサポート
- ウ. 生活訓練や職業訓練など、専門的な指導
- エ. 投薬や喀痰かくたん吸引など、医療的なケア
- オ. 福祉サービス事業所など、外部の支援機関との連携
- カ. 障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮
- キ. 障がいや発達課題などに合わせた環境の整備
- ク. その他( )

#### 問3-2 問3-1で選んでいただいたことの現状について、どのように感じていますか。（○は1つずつ）

- (1) 現在通っている（通っていた）保育園、幼稚園や学校について
  - ア. 満足している
  - イ. 満足していない
  - ウ. 通っている（通っていた）保育園等はない
- (2) これから通う保育園、幼稚園や学校について
  - ア. 不安がある
  - イ. 不安はない
  - ウ. これから通う保育園等はない

#### 問3-3 「園や学校の支援や環境」についての希望や提案など、ご意見をお聞かせください。

（自由記述） [例：施設のバリアフリー化を進めてほしい。]



⇒次ページへ続く

#### 第4部：福祉サービスについて

お子さんが利・している(していた)福祉サービスについてお聞きします。ここでいう福祉サービスとは次のようなものを指します。※サービスの内容は、5ページをご覧ください。

- ・訪問系(居宅介護、同行援護等)
- ・日中活動系(短期・所)
- ・障がい児通所系(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)
- ・地域生活支援事業(日常生活用具給付、意思疎通支援、移動支援、日中一時支援など)

問4-1 お子さんは福祉サービスを利用したことがありますか。(○は1つだけ)

ア. 利・したことがある。 イ. 利・したことがない。

- (1) 利用したことがない。を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか。  
(○は1つだけ)
- ア. 福祉サービスを知らない、または良くわからない。
  - イ. 福祉サービスは知っているが利用する必要がない。
  - ウ. 必要性は感じているが、使い勝手や利用料の面などから利用していない。
  - エ. その他( )

(1) 福祉サービスを利用した事のある方にお聞きします。利用してみてどう思いましたか?

ア. 満足している。 イ. 満足していない。

- (2) 「イ. 满足していない」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか?  
(自由記述)

[ ]

⇒次ページへ続く

問4-2 福祉サービスの今後3年間の利用の意向についてお聞きします。  
それぞれのサービスについてご記入ください。

現在利用している福祉サービス

⇒①の枠の中に○を記入してください。(○はいくつでも)

今後初めて利用したい福祉サービス、今後追加して利用したい福祉サービス

⇒②の枠の中に○を記入してください。(○はいくつでも)

※サービスの内容は、5ページをご覧ください。

サービスの名称	記入例> 現在、居宅介護のみ利用していく、今後は行動援護も利用してみたい場合	① 現在利用している福祉サービス				② 今後利用したい福祉サービス
		今と同じ程度 利用したい	利用を やめたい	利用を減ら したい	利用を増や したい	
(例)居宅介護(ホームヘルプ)	①	2	3	4	5	
行動援護	1	2	3	4	5	⑤
居宅介護(ホームヘルプ)	1	2	3	4	5	
行動援護	1	2	3	4	5	
同行援護	1	2	3	4	5	
重度障害者等包括支援	1	2	3	4	5	
短期入所(ショートステイ)	1	2	3	4	5	
児童発達支援	1	2	3	4	5	
医療型児童発達支援	1	2	3	4	5	
居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	4	5	
放課後等デイサービス	1	2	3	4	5	
保育所等訪問支援	1	2	3	4	5	
日常生活用具の給付	1	2	3	4	5	
意思疎通支援	1	2	3	4	5	
移動支援	1	2	3	4	5	
日中一時支援	1	2	3	4	5	
施設等入所	1	2	3	4	5	

問4-3 「福祉サービス」についての希望や提案など、ご意見をお聞かせください。(自由記述)  
[例: 利用できる日数(回数)を増やしてほしい。]

質問は以上です。ありがとうございました。

## お子さん向け

## 主な福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。
同行援護	視覚障がいで、ひとりでの行動が難しい人のために、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援をします。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短い期間、施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援に併せ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
日常生活用具の給付	日常生活の中での困難を改善して、自立した生活を送るための助けになるようなさまざまな用具を支給したり、貸し出したりします。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのために、意思を伝え合うのが難しい人に、必要に応じて手話通訳者などの派遣をします。
移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。
日中一時支援	障がいのある人の活動の場の確保とともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的に、日中、見守りや集団生活に適応するための訓練等の支援をします。
施設等入所	障がいのある児童に施設に入所してもらい、日常生活の指導や、自立に必要な技能を身につけるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。